

会社に勤め始めてしばらくしてから、職場で納得できないことを言われ、気分が優れない状態が続きました。様々な意見の中には納得できないこともあり、時折ぶつかることもありました。

その後、会社を辞めることになり、メンタルクリニックを受診したところ、気分障害(うつ病)と診断され、薬の服用を始めました。



新しい会社に就職しましたが、うまくコミュニケーションが取れず退職し、しばらく就職活動を休むことにしました。



その間、就労移行支援を受けながら職場生活に慣れる練習をし、将来のライフプランを考えるようになりました。

将来どのような仕事をしていくかはまだ明確ではありませんが、生活基盤として安心して暮らし、再び就職活動に挑戦できるよう、障害年金の申請をしてみようとして、社会保険労務士に相談しました。



社会保険労務士と相談しながら診断書などの書類を揃えて申請した結果、初診日に会社を辞めていたため障害基礎年金のみとなりますが、無事に受けることができました。

現在では、年金という経済的な支えを得て、安心して障害者雇用枠で新しい会社に就職し、落ち着いて仕事をしています。



小林勝哉  
社会保険労務士事務所

住所	〒162-0837 東京都新宿区納戸町33 東京左官会館3階
TEL	03-6228-1336
FAX	03-3269-2737
E-mail	contact@sr-koba.com
ホームページ	<a href="https://sr-koba.com">https://sr-koba.com</a>



所長 小林勝哉

- 特定社会保険労務士
- 両立支援コーディネーター
- 一般社団法人年金トータルサポート・コスモ 正会員



1人で悩まずに、  
まずはご相談ください!

初回のご相談は無料です

お気軽にホームページまたはお電話でご連絡ください

小林勝哉 障害年金



☎ 03-6228-1336

身体や心に困難を抱えるあなたへ

— 障害年金相談室 —

## 障害年金で 得られる安心感



不安を抱え込まず、ぜひ一度ご相談ください

- ✓ 身近に安心して相談できる人がいない
- ✓ 年金を受給したいけれど手続きが難しい
- ✓ 病気やケガで将来の生活の見通しが描けない
- ✓ 親なきあとの我が子のために手を尽くしたい

お気軽にホームページまたはお電話でご連絡ください

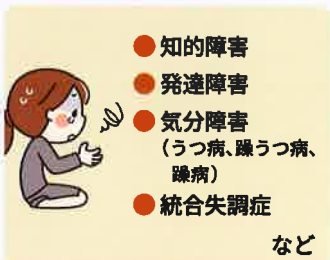
小林勝哉 障害年金



☎ 03-6228-1336

東京都新宿区納戸町33 東京左官会館3階 牛込神楽坂駅A1出口徒歩5分

# このような病気やケガで お困りではありませんか？



## 1つでも当てはまる方は

**障害年金が受け取れる** かもしれません

### — 障害年金とは？ —

病気やケガによって生活や仕事に支障をきたすとき、経済的な支えとなる年金です。未来に向かい安心の人生を拓いていけるよう申請を検討してみたいかがでしょう。

要件を満たせば、働きながらの受給や治療と仕事を両立しながらの受給も可能です。



フルタイムで働けなくても、時間を減らせば働くことができるケースがあります。  
働く時間が減れば、収入は減ります。  
そんな時、障害年金が力強い支えとなります。

## 障害年金の受給条件

障害年金を受給するためには、3つの要件があります。  
ご自身で無理と思っても、専門家と一緒によく確認していくと受給できるケースも多くあります。

### 1 障害状態の認定

病気やケガによって日常生活や仕事に支障をきたす障害があり、その状態が1級から3級までの障害等級に該当することが必要です。

※目安として、1級はベッドから出るのが困難、2級は自宅から出るのが困難、3級は仕事で休暇を使い切るくらい困難。

### 2 保険料納付要件

年金の保険料を払っているということが、公的年金に加入しているということです。

特に、初診日の「前日」までに一定の期間きちんと保険料を納めていたことが必要です。保険料の猶予や免除を受けている期間があってもかまいません。

### 3 初診日の確認

障害の原因となった病気やケガについて、医師の初診日が確認できることが必要です。

## 初回受給までの流れ

ご相談から初回受給まで、6ヶ月～9ヶ月が目安となります。



### 1 要件確認

「障害年金を受け取ることができるか？」を、一緒に確認していきます。



### 2 書類集め、請求書作成

申請のために、必要な書類を準備します。



### 3 請求書提出

集めた書類と請求書を、年金事務所に提出します。



### 4 支給決定

請求書提出から、支給決定には3～4ヶ月かかります。



### 5 初回振り込み

偶数月の15日に、直前2ヶ月分が振り込まれます。



## 障害年金の種類

障害年金には、

①障害基礎年金と②障害厚生年金の2つの仕組みがあります。

### 1 障害基礎年金

1級または2級の重い障害が対象です。

### 2 障害厚生年金

1級から3級までの仕事に支障がある障害までが対象です。

※初診日が在職中である場合は、①に加えて②も受け取れることがあります。

受け取り条件の確認から受給まで。

**複雑な手続きはプロにお任せください**

障害年金は申請しないと受け取ることができません。

また、請求書の内容次第で

受給の可否が決まってしまう書類審査です。

社労士には法律上の守秘義務がありますので、安心してご相談ください。  
お一人お一人丁寧にサポートいたします。

